

令和元年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催

令和元年9月25日(水) 13:30~15:00

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議事事項

議第 3号 遊漁規則の一部変更について

議第 4号 令和元年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
<b>開会</b>	
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
<b>【議第 3号】遊漁規則の一部変更について</b>	
事 務 局	<p>漁業法第129条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は漁業権番号内共第46号庄川漁業協同組合</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <p>六厩川女滝から上流全域、一色川本流合流点から上流全域、御手洗川金山の滝から上流全域の3か所について、アジメドジョウとカジカに限り、周年禁漁にするもの</p> <p><b>【変更理由】</b></p> <p>アジメドジョウとカジカの保護繁殖のため。</p> <p><b>【妥当性】</b></p> <p>3か所とも行使規則でも禁止区域とするため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。</p>
	意見及び質問なし
<p>「意見及び異議なし」で答申することを可決。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第 号 令和元年9月 日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫</p> <p>第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申)</p> <p>令和元年9月18日付け里川第293号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。</p>	
<b>【議第 4号】令和元年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について</b>	
事 務 局	シラスウナギの採捕量の低迷、それに伴う放流用ウナギ種苗の高騰等を鑑みて、岐阜県漁業協同組合連合会から第5種共同漁業権に係るウナギの増殖指示数量の減免要望があり、その是非等を審議。

	<p>本件については、令和元年6月21日付けで委員各位に意見照会した「令和元年度のウナギ種苗放流に係る減免措置の方向性（案）について」において、減免するという方向性を確認しており、今回、正式に内水面漁場管理委員会で議決するために議案化。</p> <p>令和元年のシラスウナギの採捕状況は3.7t、取引価格は219万円/kgとなっている。このため、令和元年の河川放流用ウナギ種苗の価格は、前年同額の7,000円/kg（消費税抜き）となっている。</p> <p>減免措置は、平成23年以降は、継続的に講じられており、今年も放流種苗価格が高値であることから、減免しなければならない状況。これまでのウナギの増殖指示数量の減免に係る基本的な考え方と方法は、</p> <p>(1) 減免の決定：「その年の河川放流用ウナギ種苗価格が平成22年の価格を超えているか否か。」が基準。</p> <p>(2) 減免の方法：「その年の増殖指示数量（kg）に種苗価格比（平成22年／当該年）を乗じた数量以上放流すること。</p> <p>令和元年の、種苗価格比は0.5であり、増殖指示数量の半分以上放流が目安となる。令和元年度におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について、事務局として「増殖指示数量は変更しないものの、各漁業協同組合が増殖指示数量の達成に向けて最大限努力することを前提に、各漁場、最低でも増殖指示数量の5割以上の放流とする。」案を提出する。</p>
委員	昨年と同じということか。
事務局	そうです。去年と同じです。
委員	本措置は7年間続いている。減免措置は仕方がないが、これだけ続くならベースラインである増殖指示数量自体の見直しを考えないのか。
事務局	もともとは、資源が回復し、種苗単価が戻るまでの一時的措置であったが、現在の資源量がいきなり回復するとは思えないため、今後、見直しを検討したい。
<p>原案のとおり変更を承認することを可決。</p>	
<p><b>【その他】</b></p>	
委員	<p>私が委員だということをどこかで知って電話してきたのだと思うが、7月に私の勤務先に神奈川県の一遊漁者から、高原川漁業協同組合の遊漁料金の値上げについて、県外の遊漁者の締め出しだという意見があった。その時、一応私の方から委員の皆様の方にお伝えしますと回答したので、今お話しする。</p>

<p>事務局</p>	<p>高原川漁協の遊漁規則変更につきましては、岐阜県知事からの諮問を受け、平成 29 年 3 月 24 日開催の平成 28 年度第 4 回岐阜県内水面漁場管理委員会の議第 1 2 号で審議した。</p> <p>内容はアユの年釣り遊漁料を 12,000 円から 25,000 円に変更するというもので、審議の結果変更について異議がなく、平成 2 9 年 3 月 2 4 日付岐漁管委第 1 6 号で意見及び異議なしの答申を行っている。</p> <p>漁場管理委員会での手続きについては漁業法第 1 2 9 条第 4 項「遊漁規則の制定又は変更の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。」の項目に沿って適切に行われている。</p>
<p>閉会</p>	<p>会長が挨拶し、閉会を宣言。</p>